

令和7年5月9日

お知らせ

課名	人権・男女共同参画課
担当	桑原、妹尾
内線	2911、2912
直通	086-226-0553

令和7年度男性育児休業取得等促進事業の実施について

男女がともに安心して子育てをしながら働ける環境づくりを推進するため、経営層向けの啓発セミナーを開催するとともに、男性の育児休業取得を奨励する取組を次のとおり実施しますのでお知らせします。

1 経営層向けセミナー

(1) 対 象

県内企業等の経営者、役員、管理職、総務人事担当者等

(2) 内 容

男性育休の取得促進等をテーマとした有識者による講演
又は県内企業等によるパネルディスカッション

(3) 上半期開催予定

岡山会場：【講演】令和7年6月25日（水）、【パネル】8月6日（水）

津山会場：【講演】令和7年7月15日（火）、【パネル】8月25日（月）

笠岡会場：【講演】令和7年7月30日（水）

※9月以降、県内各地で5回開催予定（別途周知予定）

(4) 参加者募集開始 令和7年5月9日（金）

2 男性育児休業取得促進奨励金事業

(1) 対象事業主（主な要件）

- ・県内に本社又は事業所を有すること
- ・令和7年度セミナーを受講済であること
- ・おかやま子育て応援宣言企業に登録していること

(2) 対象となる取組と奨励金の額

対象となる取組	奨励金の額 (育児休業取得者1名当たり)	アドバンス企業等*の 特別加算に該当する場合
① 通算14日以上、1か月未満の 男性従業員の育児休業取得	10万円	15万円
② 通算1か月以上の男性従業員の 育児休業取得	20万円	30万円
同僚応援手当等加算	上限10万円	上限15万円

*アドバンス企業等：おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」

「くるみん認定企業」「プラチナくるみん認定企業」

「えるぼし認定企業」「プラチナえるぼし認定企業」

(3) 上 限 額 1事業主当たり 100万円／年度

(4) 受付期間 令和7年7月1日（火）～令和8年3月2日（月）